

管理番号	SOU-K01-00
作成	2009年1月4日
改定	2020年4月1日

名称	下笠区区長会規定	管理番号	SOU-K01-00
		作成	2009年1月4日
		改定	2020年4月1日
(名称・事務所)			
第1条 本会は、養老町下笠区長会と称し、事務所を下笠薬師堂内に置く。			
(目的)			
第2条 本会は、自治精神の培養と下笠地区住民の進歩向上、区の発展と民意の反映を図る目的とする。			
(事業)			
第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。			
1項 行政及び下笠区の連絡事項の周知徹底に関する事項			
2項 広報資料等の配布に関する事項			
3項 行政の理解と下笠区の民意を把握し、下笠区の発展に関する事項			
4項 自治会の運営に関する事項			
5項 薬師堂の運営に関する事項			
6項 下笠区の財産に関する事項			
7項 その他下笠区全般に関する事項			
(組織)			
第4条 本会は16の自治会組織と区長、副区長をもって組織する。			
1項 区長・副区長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない			
区長の選出は、下笠南・中・北から、それぞれ1名選出し、自治会長を含めての同意を求めるものとする。			
副区長は、区長選出後の2名を充てる。			
副区長は、区長の補佐及び下笠自治の総務・会計を任務する。			
自治会長の任期は2年とする。ただし再任及び自治会の都合で1年でも妨げない			
(会議)			
第5条 本会は、毎月月初の4日に自治会を開催する。ただし都合により日時を変更する場合もある。			
その他下笠区の事業等については、年間計画で定める。			
会議及び下笠区の事業の召集は、区長が召集する。			
(会計)			
第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。			
1項 本会は、下笠区の経常経費をもって運営する。ただし、下笠区の財産については特別会計とする。			
2項 本会は、行政からの依頼の募金・協力費及び笠郷区の協力費は、各自治会が指定の口座に自治会長が責任をもって納入する。			
(行政が依頼する募金・協力費)			
緑の羽根募金・日本赤十字募金・赤い羽根募金・歳末助け合い募金			
(笠郷地区が依頼する募金・協力費・保険)			
社会福祉協議会会費、特別会費・笠郷地区振興費・地域振興費・損害保険費			
(下笠区が依頼する協力費)			
下笠経常経費・薬師堂歳費・消防団協力費等			



(監査)

第7条 本会は、監査委員を置かなければならない。

1項 本会は監査委員を決め、副区長及び自治会長代表とする。

2項 本会は、下笠区会計の全ての会計を監査し、年度末に報告する。

(費用弁償)

第8条 本会は町からの交付金は内規で定めるものとする。

(慶弔)

第9条 本会の慶弔は内規で定めるものとする。

(規約改訂)

第10条 本規約は本会の審議により、これを改めることができる。

(附則)

第4条 区の自治会組織、範囲

下笠南：(三ツ屋・懐・構・構北・構東)

下笠中：(西江下・東江下・東江下南・東江下北・中村・中村北)

下笠北：(中島・中島南・和田・野崎・野崎南)

- ※ :薬師堂運用活動には、除内自治会協力参加する。
- ※ :各自治会長は自治会から選任された人が就く。
- ※ :区長依頼提案と各自治会長同意で顧問を置くことができる。  
顧問の任期は1年間とし、再任もある。
- ※ :区長と議会議員は、兼ねない事とする。
- ※ :下笠区内(南・中・北)で調整処理できることは、南・中・北  
各区長が任にあたる。但し3区長は事後含め、情報共有する。  
区全体及び対外的内容項目については、下笠区長が任にあたる。

第6条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

尚、会計報告は3月15日を年度締切し、年度末会計監査を受ける。

本規約は、以前の「下笠自治会長会会則」平成21年1月4日改訂版から  
名称変更含め再改訂し、平成27年3月1日から改訂施行する。

一部改訂し、平成27年8月1日施行する。

一部改訂し、2019(平成31)年4月1日施行する。

一部改訂し、2020(令和2)年4月1日施行する。

## 下笠区 内規

### (費用弁償)

第1条 区長及び副区長・自治会長の手当では下記のとおりとする。

1項 区長の年間手当では●●●円とし、年度末に支払う。

2項 副区長の年間手当では●●●円、顧問は●●●円とし、年度末に支払う。

3項 自治会長の年間手当では1世帯当たり●●●円とし、各自治会件数10月1日の世帯数に応じて配分する。(年度中間の下期初日の戸数)

(手当:隣保班運営費+区運営費+区長手当より配分)

4項 広報手当・環境美化の手当では、各自治会戸数に応じて10月1日の世帯数で配分する。(環境美化手当については、美化推進を目的としており原則、各自治会会計に組入れる。)

※各区・自治会から手当の支給について提案がある場合は、区長・副区長で協議対応する。

### (事務費)

第2条 下笠区における事業及び経費の事務費等は下笠自治会会計より支払う。

(事務費削減へ、印刷・コピーなどは自治会館設備を借用する)

### (慶弔)

第3条 下笠区の慶弔は、原則として支払わない。ただし下記については対応する。

1項 区長・副区長・顧問・自治会長死亡は(本人・同居する配偶者・父母・子供)は香典を支払う。  
本人の場合の香典は1万円、同居する配偶者・父母・子供は5千円とする。

2項 区長・副区長・顧問・自治会長の病氣見舞は本人のみ(入院1ヶ月以上)は見舞金を支払う。  
見舞金は5千円とする。

### (その他)

第4条 上記の内規で費用弁償については、行政から減額等が生じた場合は、区長・副区長で協議対応する。

第5条 各団体への助成金配布は、毎年、事業計画・予算案を提出して協議し助成を受ける。尚、年度末には、事業計画結果・収支結果を報告する。

(各団体の新たな取組など補助金への要望があれば受入れ後審議する)

また区長は、他地区の配布状況も調査し審議の参考とする。

### (附則)

本内規は、平成26年12月1日より施行する。

改訂 平成27年8月1日改訂施行する。

改訂 2019(平成31)年4月1日改訂施行する。